

同意書

草津町長様

「くさつ温泉感謝券」の取り扱いについて、下記事項を理解した上で同意します。

1 有効期限について

- ・感謝券の有効期限は、発行月の翌月から12カ月とする。有効期限を過ぎた感謝券は無効とする。

2 くさつ温泉感謝券の使用について

- ・感謝券は、草津町内の旅館等宿泊施設、商店、飲食店で現金に換えて使用できる。
- ・感謝券は、現金との引き換えはできないものとする。また、釣銭は出ないものとする。

3 くさつ温泉感謝券の転売・譲渡の禁止

- ・他社・他人に転売・譲渡を行うことを固く禁ずる。

4 くさつ温泉感謝券の換金・精算について

- ・草津町温泉旅館協同組合が窓口となり、報告書の金額と枚数を確認し提出する。振替日は、①15日締め25日払い ②月末締め10日振込の月2回とする。なお、換金・精算は全て、以下の金融機関による口座振替とする。

- (1) 群馬銀行草津支店
- (2) 東和銀行草津支店
- (3) 北群馬信用金庫草津支店
- (4) ぐんまみらい信用組合草津温泉支店

5 感謝券の不正防止について

- ・感謝券の利用において、不正利用と思われる券については、早急に役場総務課まで連絡すること。また、感謝券精算時においても同様のこととする。

平成 年 月 日

住所 群馬県吾妻郡草津町大字草津 番地

氏名 施設名

印